

倶楽部たより

2024年8月

つるま法律倶楽部

残暑お見舞い申し上げます



【バスツアー】1971年日本最後の野生コウノトリが絶滅、コウノトリの郷公園が中心となり保護増殖に取り組み人間とコウノトリが共生できる環境づくりに向けた諸活動を行っている



【バスツアー】沿岸から見た「舟屋」。1階が舟小屋、2階が二次的な居室として使用される建物です(国の重要伝統的建造物群保存地区)



【バスツアー】「湯村温泉」日本屈指の高熱温泉で親しまれている名湯。足湯や源泉で卵を茹でて、おいしくいただきました



【バスツアー】余部鉄橋空の駅を見学。地上高約40mの浮遊感や日本海の美しい眺めを楽しみました



【クルーズ】名古屋港のガーデンふ頭から金城ふ頭への外海クルーズ。船の屋根に登り気持ちいい風を堪能



【市政資料館】戦前の弁護士姿になりさるパネル

平和を脅かすのは、紛争、戦争だけではありません。我々は日々の生活においても平和（生命）を脅かされています。異常な気温の上昇、突然の集中豪雨での水害・土砂崩れ、地域関係なく起こる大地震による大惨事、そして、災害後の復興の遅れによる二次災害、お粗末な避難所での過酷な生活、原発の存在、再処理できない使用済み燃料・処理水、低い食料自給率とエネルギー自給率。平和のためにやらねばならぬことは山積みです。「平和を守るため」軍事費の増額、軍備の増強、核の傘、緊急事態法の必要論などは、足元の平和の危機的状況を救うためには決してなりません。また、地球環境の悪化も平和につながる大きな問題です。その原因のひとつであるCO2排出量の削減を求め、先日、全国の10代20代の若者16人が、主な火力発電事業者を提訴しました。18歳の男子高校生の言葉が胸を打ち、同時に私たちにも突き刺さります。「これから生まれる世代への責任を示す」。倶楽部世話人 仲野 丘人

憲法カフェのご案内☺

毎月第4月曜日午前10時～12時

参加費：500円

★8月は、8月31日（土）

開催です

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士

場所：セミナールーム（鶴舞総合法律事務所隣り）

次回8月31日（土）のテーマは「戦争ではなく 9条を生かす道へ」です。予約なしでどなたでも参加できます。こんなテーマでやってほしい！のリクエストもお待ちしております。9月は、30日（月）に開催予定。タイトルは未定です。

養育費の履行（最近の事件から）

弁護士 小島 高志

養育費は未成熟の子どもの健やかな生育のために必要な費用で、自己と同じ水準の生活を保障すべき生活保持義務です。養育費が支払われないと子どもの生育に支障が生じることになり、子どもを監護する親の生活にもしわ寄せが生じます。

そこで養育費の履行確保のため次のような特別の措置が準備されています。



<家庭裁判所による履行勧告>

養育費が家庭裁判所の調停、審判、判決によって定められた場合は、権利者の申立によって、裁判所が義務者に対して支払いを履行するよう勧告することができます。

申立に費用はかかりません。直接請求しにくい場合に活用するとよいでしょう。ただし強制力はありません。

<地方裁判所による強制執行の特例>

養育費に係る強制執行では一般的な強制執行より有利な取り扱いがされます。

①財産開示手続において、市町村や年金機構に対して相手の勤務先等の情報提供を求めることができます。

②将来の養育費でも義務者が継続的に支払いを受ける金銭（例えば給与）に対する差し押さえができます。

③給料差し押さえはおよそ4分の1しか許されないのが原則ですが、養育費の場合はおよそ2分の1まで差し押さえが可能です。

<費用補助制度>

地方自治体により、養育費取り決めや履行に係る費用の補助や貸付制度があります。

愛知県では公正証書作成費用や家裁への申立費用に対して上限5万円の補助金が支給されます。

共同親権制度2026年施行

現民法では、離婚後、未成熟の子につき父母どちらかが単独で親権を行使するとします。

同法が改正され、離婚した父母が共同して親権を行使する制度＝共同親権制度が創設されました。共同親権制度の概要は以下のとおりです。

離婚時に単独親権か共同親権かを選択できるようになります。父母の協議で決まらない場合は家庭裁判所が決定します。既に離婚して単独親権になっている場合でも、共同親権への変更の申立ができるようになります。

ヨーロッパの制度を参考にすれば共同親権制度は子どもの利益になると言われます。

とはいえ、共同親権を選択した場合、父母の意思が一致していれば問題はありませんが、意思が不一致であったり一方が協力を怠ると、進学、パ

スポーツ取得等の重要な決定や手続に支障を来す場合が生じます。いやがらせのために新制度を悪用する場面や、離婚によって別々の人生を歩んでいた父母が再び相まみえざるを得ない場面も生まれそうです。現在の日本の状況下で、改正の狙いどおり子の利益のために活用されるのか未知というしかありません。

課題は父母と子どもの関係にとどまりません。保育園、諸学校など子どもを受け入れる機関その他関係者には共同親権制度を踏まえた対応が求められるようになります。

☆改正が施行されるまで2年あります。それまでに何らかの対応がなされることを期待したいものです。

最近の事件から

弁護士 石塚 徹

もうけ話に気をつけよう

ある外国人が牛肉販売業者の社長から「牛肉販売に投資すると、高額配当もあり解約すれば出資金全額を戻すので絶対儲かる。」などと誘われて、最終的に240万円を出資しました。この高額配当というのは、月10%というもので、少し考えれば、とうてい無理な話だと分かります。最近では、似た話で「西山ファーム」という刑事事件にもなった詐欺事件がありますから。

また、いわゆる出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」）第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しく

は、これをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し又は、暗黙のうちに示して出資金の受入をしてはならない。」に抵触する違法行為でもあります。

この社長に対して刑事告訴をし、民事裁判も起こして弁償を求めました。民事裁判では分割払いの和解をし、現在毎月10万円ずつの支払を受けています。刑事事件の方は、警察が強制捜査に乗り出しました。

ということで解決に向かっていますが、場合によっては大金をなくして終わるかもしれませんから、もうけ話には気をつけましょう。

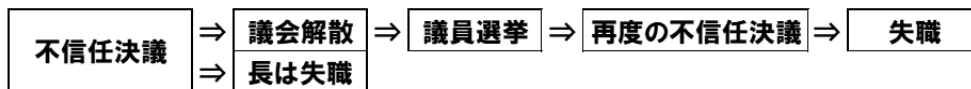
復習版 法律豆知識

いま兵庫県知事のバワハラ、おねだり、不明朗キックバックが内部通報された件をめぐって、知事辞職を求める意見と辞職を拒否し続ける知事との軋轢が生じている。

法的には選挙によって選出された知事の地位も尊重される。辞職しない知事を失職させるには次の手続きが必要である。

◆議会による不信任決議を端緒として

- ①兵庫県会議員の3分の2以上が出席して出席者の4分の3以上の賛成によって不信任決議をする。知事は不信任決議の通知を受けてから10日以内に議会を解散することができる。議会を解散しない場合は失職する。
- ②議会が解散されれば議員の選挙を行う。
- ③解散後の初めての議会で3分の2以上の議員が出席して過半数の賛成によって再び不信任決議がなされ、これを通知すれば、知事は失職する。



(参照) 現在の県議会勢力議員数 86 (この3/4は65以上)

自民 36、維新 21 公明 13 ひょうご県民連合 9、共産 2、無所属 5

◆解職署名を端緒として

- ①有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に解職請求する。
ただし有権者数が40万人を超えるときの必要最少署名数
 $(有権者数 - 40万) / 6 + 40万 / 3$
有権者数が80万人を超えるときの最少署名数
 $(有権者数 - 80万) / 8 + 40万 / 2$
(参照) 兵庫県有権者数 約454万人
- ②解職請求から60日以内に住民投票を行い、有効投票数の過半数が賛成したとき知事は失職する。

念のために付言すれば、一般県民が知事の辞職を求めて声を上げること、集会や示威運動に出ることは何の問題もない

労働審判事件

弁護士 安井 一大

1 今年、立て続けに2件、労働審判の事件を担当しました。

労働審判とは、労働者と使用者との間の労働関係のトラブルを、実情に即して、迅速に解決するための手続きです。解雇や給料の不払い等の労使間のトラブルは、労働者の生活基盤に直接関係するため、早期に解決することが望ましいです。そこでできた制度が労働審判の制度です。労働審判は迅速な解決のため、期日は原則として3回迄とされており、実際その約7割近くが、申立から3ヶ月以内に終了しています。

通常、裁判となると、期日を何回も経て、1審が終了するまでに1年程度の時間を要することはしばしばあります。労働審判は通常の裁判よりかなり早期に終了しています。

2 他方で、労働審判は上述の迅速な解決という趣旨から、申立てがあってから、原則として40日以内に、第1回期日が指定されます。しかしこれは、裏返せば、使用者としては原則として、申立書を受取ってから第1回期日までに、できるだけ反論の準備をしなければならないことを意味します。そのためしばしば、使用者としてもその代理人としても、準備に苦慮する場合があります。今回、私が担当した2件のいずれも、残業代を含む割増賃金の請求がされていましたが、割増賃金はタイムカードや給料明細書等の膨大な資料を元に地道にデータを入力して整理しなければならず、ある程度の作業時間はどうしても必要になります。



3 また、労働審判は上述の趣旨でできた制度であり、要するに、労働者の保護を目指した制度ですから、裁判所としても、労働者保護という意識を強く持っています（実際、労働審判の席で、裁判官からそういう旨の発言を聞いたこともあります）。そのため、労働者側の証拠が、裁判的には多少不十分の感があっても、通常の裁判に比して労働者の意向を尊重した形で、調停が進められる感があります。今回、私が担当した事件の一方では、タイムカード等の提出がなく、労働者が実際に労働した当時に作成したのか事後的に作成したのか分からない、労働者が自分で作成した労働時間の記録でもって、その記録だけの労働時間の労働があったという前提で、調停の話が進められました。



もちろん、いかに労働者保護とはいえ、全く荒唐無稽な主張は認められません。

4 このため、もし使用者から不当な取扱いを受けたけど、時間や労力の観点から裁判を諦めようかと考えている労働者の方がいれば、労働審判の活用を検討されてみるとよいです。

他方、使用者の方としては、時間の制約がありながら迅速にポイントを突いた主張と証拠の整理をしなければならず、労働弁護士がいない状態での審判の対応は困難です。

労働者の方でも使用者の方でも、労働審判については弁護士に相談されることをお勧めします。

以上



知ると知らぬとでは大違い！ 退職時の扶養の取扱い

〈50代のY子さんからのご相談〉

Q：私はもうすぐ勤務先を退職するのですが、現在持病があって通院中なので、次の健康保険証を早く手に入れたいと思っています。今年の年収はすでに130万円以上あるので、今年中は夫の健康保険の扶養には入れないのでしょうか？その場合は、自分で国民健康保険に入ることになるのでしょうか？

A：原則として、退職時から将来に向かっての収入の見込み額が年収130万円未満であれば扶養に入れます。ただし、ご主人が加入されている健康保険制度によって取扱いが異なることがあります。全国健康保険協会（協会けんぽ）の場合は退職後すぐに入れますが、健康保険組合や共済組合の場合は独自のルールにより入れないケースもあるため確認が必要です。

また基本的には健康保険と年金制度への加入はセットになっているため、健康保険の被扶養者は国民年金の第3号被保険者となり、健康保険と年金、両方とも保険料の自己負担はありません。

もし扶養に入れられない場合は、ご自身で国民健康保険と国民年金に加入することになります。国民健康保険は市町村や世帯人数等によって保険料が変わりますが、国民年金保険料は一律16,980円（令和6年度の月額）です。両方合わせると大きな負担になりますね。

実際には、Y子さんの夫は協会けんぽに加入されていたため、スムーズに扶養に入れて一件落着でした。

上記の相談は法律倶楽部会員Yさんからのご相談です。

法律倶楽部会員の社会保険労務士の小野田理恵子さんに回答をいただきました。

企画①【7月20日開催：中川運河クルーズ】



「中川運河クルーズ」プチ旅行

会員：沼野 由美子

「中川運河クルーズ」プチ旅行という今回の企画に、わくわく楽しみに参加しました。

ささしまライブから船に乗り、さあ出発！中川運河を真っ直ぐ南下、静かな水面を船は進み、両サイドに倉庫群、素敵にペイントされたアートのような倉庫、当時の面影のある倉庫、またこの辺りは、映画「泥の川」の舞台にもなったところ、一気に昭和のレトロな世界にタイムスリップしたような気分にもなりました。

途中、みなとアクルス、観覧車、名港トリトンなどの景色も楽しみました。運河から、広い海に出て、魚やアオサギ、カワウを間近に見て、夏のリゾート気分も味わうこともできました。約90分の船旅は、名古屋を船から眺め、素晴らしいクルーズでした。



集合写真

金城ふ頭での昼食前に、レゴランド隣の商業施設

「メーカーズピア」の一角にある「原爆の火」へ案内してもらいました。

この火は、福岡県八女市星野村で守り続けてきた広島原爆の残り火を、ある事業者が平和について考えてもらうきっかけにと、八女市まで出向き分火を受け設置されたそうです。

“平和の火、この火は70年以上にわたり、平和を願う心と共に受け継がれました”と碑に書いてありました。

皆さんと初夏のプチ旅行、楽しかったです。ありがとうございました。



平和の火

バスツアー【5月26日(日)・27日(月)開催： 夢千代の里・山陰湯村温泉・コウノトリの郷・伊根の舟屋】

バスツアーに行ってきました

会員：福田 順子

コウノトリ

1日目、午前7:30に参加者28名でバスは最初の目的地の兵庫県立コウノトリの郷公園(豊岡市)に向けて出発し、順調に昼過ぎに目的地に到着しました。

施設内で説明を聞いた後、公園内を散策しながらコウノトリの姿を観察しました。訪れた前日に人工巣塔のヒナがふ化し、この後は雌雄が交代でヒナを温め餌を運ぶそうです。コウノトリのつがいは生涯変わらないそうですよ。



宿泊地の湯村温泉(兵庫県)に向けて出発。ここは1981年2月からNHKテレビで放送されたドラマ「夢千代日記」の舞台となった場所です。懐かしい昭和の時代を再現しながらドラマで使用した舞台セットや小道具の展示などがある「夢千代館」の見学や温泉街の散策など思い思いに楽しみました。

宴会様子



夕食は全員で美味しい食事と美味しいお酒、楽しい会話、合唱もあつたりして、大いに盛り上がりました。

2日目は天気が崩れるとの心配もありましたがまずまずの天候で予定通り午前8:30にホテルを出発し余部鉄橋空の駅を見学。

その後は歴史ある酒蔵を訪ね、美味しいお酒を試飲したり買い求めたりとご機嫌な方が多かったようです。

酒蔵「木下酒造」前にて



昼食後は丹後半島の伊根湾めぐりの遊覧船に乗る予定でしたが強風により欠航となり、沿岸を散策しながら「舟屋」の風景を楽しみました。ここでは海外からの観光客の多さに驚きました。

帰路は皆さんから旅行の感想などをお聞きしながら、また楽しい旅をご一緒したいなと改めて思いました。

今回はバスの中で安井弁護士の見学付き法律クイズがあり、日常生活で起きそうな身近な法律問題に皆さん真剣に考えて回答されていました。小野万里子弁護士からの助言もあり移動ミニ法律講座のよう。社労士・ファイナンシャルプランナーの小野田理恵子さんからは、定額減税や障がい者年金制度についての解説もあり、さまざまな専門職の方が集う法律倶楽部ならではのひと時でした。

企画②【7月3日開催：「名古屋市市政資料館」見学ツアー】

「虎に翼」ロケ地の「名古屋市市政資料館」見学ツアーに参加して 会員：西尾洋子

NHKの朝ドラ「虎に翼」のロケ地となった「名古屋市市政資料館」を見学しました。ガイド役は職員の女性。放送開始前の見学ツアーは数名の日もあったということですが、この日はざっと2~30名いました。倶楽部からは8名の参加でした。

この建物は、大正11年に司法省により名古屋控訴院(今の高等裁判所)・地方裁判所・区裁判庁舎として建てられたもので、設計は、近代監獄としての五大監獄を設計した山下啓次郎です。外観は、帝国主義国家の威容を現す左右対称の作りで、レンガ及び当時最新の建築材料だったコンクリート造です。TVの裁判所シーンでよく出てくる中央階段室は、実際に見るとさほど広さを感じませんが、TVではとても広い空間に見えるので撮影技術の凄さを感じました。その1階下は留置場になっていて、現代の精神科の保護室に通じる作りになっていたのが印象的でした。



ロビー正面階段にて

倶楽部座談会その①「お久しぶりです」

参加者：大森鶴正さん、斉藤安弘さん、武藤健吾さん、
 (事務局より) 仲野丘人、岡田泰子、仲野厚美
 文章：仲野厚美



2024年7月19日金曜日、荒畑のカフェにて、倶楽部会員である大森鶴正さん(会員番号116番)、武藤健吾さん(会員番号381番)、斉藤安弘さん(397番)、と事務局から3名、計6名で座談会をしました。

斉藤さんは毎年のバスツアーに参加されていますが、大森さん、武藤さんとは事務局3人も久しぶりにお会いできました。御三方とも元気で意欲的です。

平成2年(1990年)の倶楽部発足時に入会された大森さんが、斉藤さんや武藤さんに声を掛けてくださり会員になった経緯から、約34年間の倶楽部の活動年表を見ながら思い出話や今後のことについて、楽しく話しました。特に発足当時には低山歩こう会を年5回も開催していて御嶽山や白山を登った話、遭難しそうになった話、昔の平和ツアーの内容が濃く、皆さんとても記憶に残っていらっしやいました。



改めて倶楽部や鶴舞総合法律事務所の設立の経緯や、また今後の夢の「秘湯巡り」など、写真を見ながら2時間盛り上がりました。

会の最後の「今日は顔を見れてよかった。たまに電話をもらって話すけど、やっぱり顔見て話さないとなんか寂しい。今日は機会をもらえてよかった。」とおっしゃった武藤さんの言葉がとても心に残っています。毎年のバスツアーや企画になかなか参加できない方も集まれる機会を作れたらと改めて感じた事務局3人でした。

携帯のカメラ機能で右のQRコードを読み取ると、座談会の全文を読むことができます。よろしければ一読お願いします。

(ご希望であれば事務局にて紙でお渡しも可能です。お申し出ください。)

「座談会その②」もいつかお届けできるように企画を進めます。



【つるま法律倶楽部 活動年表(1990~2004年抜粋)】

		バスツアー		低山歩こう会			
1990年	平成2年	10月21日	りんご狩り・天竜川下り				
1991年	平成3年	2月16・17日	氷上わかさぎ釣り				
		10月20日	地曳網とブチトマトの旅				
1992年	平成4年	9月20日	陶芸と忍術村	◆1993年4月発足			
1993年	平成5年	10月31日	恵那アグリパークと博石館の旅	4月29日	池田山	9月5日	御岳山
				9月25日	夜叉ヶ池	12月5日	御在所
1994年	平成6年			3月20日	犬山自然公園	5月22日	養老の滝
				7月24日	鎌ヶ岳	11月3日	能郷白山
				12月4日	藤原岳		
1995年	平成7年	1月21・22日	第3回氷上わかさぎ釣りツアー	3月21日	猿投山	7月30・31日	伊吹山
		10月15日	遠州灘地曳網	9月15日	田立の滝	11月3日	竜ヶ岳
				12月3日	錫杖ヶ岳		
1996年	平成8年	11月17日	海上の森散策ツアー	3月31日	道樹山	5月19日	鳥居峠
				7月28日	冠山	9月29日	鈴北岳
				11月10日	入道ヶ岳	12月1日	金華山
1997年	平成9年	9月28日	しいたけ狩り・BBQ	3月23日	寧比曾	6月1日	柿其溪谷
				9月21日	愛知川遡行	11月9日	羽黒山
1998年	平成10年	9月27日	もくもくファーム	5月17日	青山高原山	7月26日	愛知川遡行
		4月29日	春のバスハイクミステリーツアー	9月13日	岩巣山	11月8日	定光寺岩登り教室
1999年	平成11年	10月24日	低山バスハイク曾爾高原	2月14日	養老山	4月29日	ミステリーツアー
				6月6日	葦毛湿原	8月1日	雨乞山
				9月25日	宮指路岳	10月24日	曾爾高原
2000年	平成12年	9月10日	合歓の郷・かご網体験&漁師料理	2月13日	藤栄岳雪山	6月11日	権兵衛峠
				8月6日	富士見台	10月22日	石水峡仙ヶ岳
				11月19日	若草山社寺巡り		
2001年	平成13年	11月25日	杉浦千畝記念館	6月4日	入道ヶ岳	8月4・5日	八ヶ岳白駒池
				10月21日	郡上村	10月28日	開田高原
				11月25日	哲学の道		
2002年	平成14年	5月25・26日	世界遺産熊野古道	10月6日	賤ヶ岳		
		11月16日	近江路永源寺と冤罪日野事件現地調査の旅				
2003年	平成15年	10月5日	平和を考えるin京都	春	白草山		
2004年	平成16年	10月31日	諏訪湖	8月1日	富士見台高原	秋	乗鞍高原

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日10時～17時30分

第2土曜日(10時～12時),第4土曜日(13時～15時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日9時～17時30分)を

お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 13時～15時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに要予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	----------

第18回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

「つながろう 平和な未来を私たちの手で～知ること、声をあげることの大切さ～」

日時：9月21日(土) 11時～16時

場所：名古屋市公会堂 4階ホール(鶴舞公園内)

○第1部：11時00分 開場 フロア企画(展示・洋服交換会など)

○第2部：12時10分～ ステージ企画(若者による「平和の俳句」甲子園)など

○第3部：13時45分～ せやろがいおじさん 講演

～「知ること、声をあげることの大切さ」



※詳細は同封のチラシをご覧ください。

※つるま法律倶楽部会員は参加費500円のところを300円で入場いただけます。

当日「つるま法律倶楽部会員受付」においでください。ご家族も同様に対応します。
お待ちしております。

◇倶楽部世話人会のお知らせ◇

世話人会は、9月10日(火)18時30分から開催します。どなたでもご参加ください。

低山歩こう会

<次回予定> 9月29日(日) <目的地> 富士見台高原

<参加費> 5,000円/人(風呂代別)

参加希望者は事務所までご連絡ください。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度(2024.6～2025.5)年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。既にお支払い頂いている会員さんには同封していません。ご確認をお願いいたします。

尚、一般社団法人権利擁護支え合うびーぶるへの移行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220/FAX (052) 852-1227

【夏休みのお知らせ】

8月13日(火)～15日(木)

よろしく申し上げます。

